

市議会議員

かけのまち子

電話/Fax 53-7727
kakenom@xj.commufa.jp



市議会議員

みわ 陽子

電話/Fax 54-6712
yokko0520mi@yahoo.co.jp



NO. 477 2021.1.21
日本共産党江南市委員会

あすの江南

前市議 森ケイ子 電話/Fax 57-2753
前市議 東よしき 電話/Fax 54-7977

＊困り事は早めにお気軽にご相談ください

日本共産党江南市議員団 HP



検索

新型コロナワクチン接種計画が進んでいます

医療従事者、65歳以上先行、全市民対象で2回接種

18日の市議会全員協議会で、新型コロナウイルスワクチン接種事業について概要説明がありました。

菅政権の失政のせいで感染爆発と医療崩壊の危機に瀕している中、国の指示のもと、全国自治体でいっせいに新型コロナワクチン接種事業が、全額国の費用負担で開始されています。菅政権は国負担による大規模なPCR検査体制を整備せず、休業補償も全く不十分など、感染抑止対策をまともにやらない一方で、ワクチン接種は担当大臣まで置き、しゃにむに進めています。新型コロナのワクチンは日本では未だ承認されていませんが、承認後、速やかに接種できるよう体制を整えておくのだそうです。

ワクチン接種は希望者の予約制で、集団接種と個別接種の併用となる見込みですが具体的な内容は未定です。



【接種順位と接種時期のめやす】

当面確保できるワクチンの量に限りがあるため、国の指示・公表にもとづき順次接種となります。医療従事者向け接種は県の責任で、高齢者他市民向け接種は市が責任をもって行うことになります。

- ① 医療従事者向け先行接種（大病院） 2月末から
- ② 医療従事者向け優先接種（一般医院、救急隊） 3月中旬から
- ③ 高齢者 3月末以降
- ④ その他市民（基礎疾患がある方、高齢者施設等の従事者優先） 4月以降

【実施場所と方法】

市が指定する接種会場での集団接種、受託医療機関での個別接種

【使用予定のワクチン】

- ① ファイザー社 -75℃前後の保管温度（短期間での大規模な集団接種体制が必要）
- ② 武田/モデルナ社 -20℃前後の保管温度（集団接種が必要）
- ③ アストラゼネカ社 2～8℃保管

10万円給付の教訓生かし速やかに全庁体制を

市が責任を持つ接種事業は、医療機関との調整・委託契約、市民への予約券印刷発送、市民相談、集団接種会場と人員体制確保など、通常業務をはるかに超えた膨大な仕事量となります。他自治体との競争もさげられず、コロナ感染拡大の中での難しい業務となります。

党議員団は、昨年春の1人10万円の特別定額給付金の給付遅れの教訓を生かして、すみやかに専任対策室を全庁体制でつくるよう強く求めました。

全員協議会では、当面、予算流用と専決処分を進めることを了解しました。

新型コロナワクチンは、安全性や効果が十分に検証されておらず副反応への心配もあってスムーズに接種が進むのは難しいと考えられます（国は接種率7割を想定）。また、集団接種会場への高齢者の移動手段や医師・看護師の確保、外国籍の方への周知徹底など、難題山積です。

布袋駅東複合公共施設の基本設計、公表

未取得地は民間業者が借りて駐車場・出入口に



落札事業者スタートGが進めていた布袋駅東複合公共施設の基本設計が完成。議会に報告がありました。市HPでも公開される予定です。

地権者同意が得られず、歯抜けのまま事業者募集となった北東約400㎡の用地（左図）は、地権者からスタートGが借り駐車場と出入口に整備する計画になりました。その結果、車の出入り口は北側と東側の2か所に。駐車場は56台分増え、計239台となることがわかりました。

民有地の草刈りを長年、路肩修繕費で支出/来年度は予算計上しない方針

昨年12月議会で判明した、「民有地の公費草刈り事件」。

江南市は布袋駅付近鉄道高架化事業に絡み、移設が必要になった関西電力の高圧鉄塔移設先の地権者の要求に応え、鉄塔用地以外の残地846㎡（農地）の草刈りを行うことに。そして2011年から2020年度まで10年間、17回で計153万6634円の公費を支出。しかも草刈り委託料ではなく、路肩修繕費と偽って業者に発注する地方自治法違反の支出を続けてきました。この事実が市監査委員による定期監査の指摘と議会質問で分かり、新聞でも報道されました。



18日の全員協議会では、部長からその顛末の報告と市長からは職員4人に文書訓告、4人に口頭注意とした職員の処分について説明がありました。

市当局によれば、草刈りを約束した2009年当時（市長は堀氏）、仮線用地

借地料に年間300万円もの市負担が生じており、鉄塔移設が難航すれば鉄道高架化事業全体が遅れさらに市負担が増大する恐れがあった。そのため公益性と事業全体への影響を考え、草刈りを市で行っていくことを決め（決裁文書不在）、以後口頭で事務処理を引き継いできた。修繕料としての支出は事務処理の誤りであり、前例を踏襲してきたことに対してもお詫びする。

草刈り委託としての支出はやむを得ない支出であり、違法性はないと考えるが、来年度は予算化が難しいと判断し取りやめるとのことでした。（来年度は幹部職員で草刈りを行うとみられます）

民有地の草刈りを公費で行ったことの是非については、再度、全員協議会を開いて協議することになりました。